



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,328	21,881	247	287
松井田地域	6,011	6,275	53	69
合計	27,339	28,156	300	356

合計 56,151人 世帯数 24,785 (令和3年11月末日現在)

皆さんの声を

お待ちしています

市役所^①、^②、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日々感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。



65歳以上の要介護認定者が対象 障害者控除対象認定書を 交付します

市では、「所得税法、地方税法上の障害者控除」を受ける人を対象に、申請に基づき障害者控除対象認定書の交付をします。発行は1月27日(木)からです。

対象者▼

- ・身体障害者手帳の交付を受けていない
- ・65歳以上(令和3年12月31日現在)で要介護1～5の認定を受けている

ことが条件で、なおかつ「障害者高齢者の日常生活自立度判定基準」および「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づき審査します。

申請方法▼

あらかじめ、要介護認定者の同意を得たうえで、^③高齢者支援課、または^④住民福祉課の窓口で申請書に記入してください。市ホームページの各種手続き「各種申請書ダウンロード」介護保険関係12障害者控除対象者認定申請書からも印刷できます。



▲市ホームページ

問合せ▼

^⑤高齢者支援課介護認定係
(☎内線1183)

^⑥住民福祉課健康介護係
(☎内線2151)

国民年金からのお知らせ

公的年金等の源泉徴収票が送られます
老齢を支給事由とする年金(老齢年金)を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。この源泉徴収票には、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています(介護保険料などが年金から特別徴収されている場合の源泉徴収税額は、支払われた年金額から介護保険料額などを控除した後の金額で計算されています)。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、申告手続をする際にこの源泉徴収票が必要になります。

もし、1月31日(月)までに源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまった場合には、年金証書と本人確認ができる書類(運転免許証など)を持参のうえ、住所地を管轄する年金事務所再発行の手続をしてください。基礎年金番号が確認できれば電話でも再発行は可能です。

なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらのみを受給している人には源泉徴収票は送られません。

問合せ▼

ねんきんダイヤル

(☎0570-051165)

※050で始まる電話からは
(☎03-6700-1165)

すみれヶ丘聖苑

火葬炉修繕に伴う 使用制限について

すみれヶ丘聖苑では、火葬炉設備修繕を2月2日、3日の2日間で行うため、3日(木)は、火葬炉3基のうち1基が使用できなくなります(2日(水)は友引のため休業)。

ご遺族、葬儀事業者の皆さんには、ご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ▼

すみれヶ丘聖苑

(☎382-2554)

令和3年第4回(11月) 安中市議会定例会

11月30日から12月14日にかけて15日間の日程で令和3年第4回安中市議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

○人権擁護委員の推薦につき意見を求